

政治倫理推進特別委員会記録

1. 期日 令和6年11月15日(金) 開会 13時30分
閉会 14時39分
2. 場所 第1委員会室
3. 議題 政治倫理推進について
4. 出席者 渡辺委員長、小笠原副委員長、羽根委員、岡田委員、一石委員、松崎委員、古谷委員、大沼委員、根岸議長
- 傍聴議員 3名
事務局 3名 事務局長、庶務班長
一般傍聴者 0名

政治倫理推進について

委員長 それでは、定刻になったので、政治倫理推進特別委員会を始める。今日はお手元にあるけども、政治倫理推進について、今日は、ハラスメント根絶条例案について、それから施行規則案について、これについて、決定をしていきたいと思う。よろしく願います。それでは本題に入る前に、議長から挨拶をいただく。

議長 いよいよ12月に、当初見込んでいた委員会よりは、少し延期をしていただいているところでの12月上程まで、運べたということになるかと思う。本当に、皆様方、ご尽力に感謝する。長い間、ご議論いただき、ようやくということだと思う。私もいくつかハラスメント条例をやっているという自治体がもうすでにあって、私も2、3はその議会の議長さんとお話をさせていただき機会なんかもあって、その条例文には載せてなくっても、やっぱり各議会の中で、いや実はいろいろあるんだよと、事例的なこともあったんだよなんていうことも伺った。我々も、やはりこの条例作るのにもきっかけがあったし、あと、この作ってる間もいろいろあったかと思う。その迷いながらというその現場の対応もあった中で、できればこの条例が使われることがないのが理想だとは思いますが、でもまた、もみ消したようなことにもならないようなことで条例も必要だということもあると思うので、まずはやっぱりその議会内のことでの、我々のコミュニケーションとか意思疎通というのがとても基本的で大事なことになってくると思うので、この作る過程での皆さんの体験をこう思い起こしながら、これからも議会内運営に当たっていただければというふうに思う。本当にこれまでの労に感謝申し上げます。今日も良いご議論をお願いします。

それではお手元の資料確認をお願いします。まず二宮町議会ハラスメント根絶条例、これが4ページ。それから、そのあとに、ハラスメント事案発生時の流れという、これも前回の意見を反映させて作っている。それからあと、ハラスメント根絶条例の説明のない案である。これは右上に、11月15日として日付が入っている。それからあと、最後の資料が、二宮町議会ハラスメント根絶条例の施行規程が入っているので、ご確認願う。それ、案である、全部。全部案である。それでは最初の二宮町議会ハラスメント根絶条例案について4ページあるが、これについて報告をさせていただく。ページをめくっていただく。ページをめくっていただいて、この太字で書いてある、この部分が前回、法制執務上、指摘があった問題である。その後、事務局と、それから総務課の方で協議をして、文言の修正、加筆等をしてきている。まず代表者会議メンバーへの申出となっていたけども、この時点では、代表者会議は設置されていないということになるので、きちんと議長及び職員は、申出該当条件を(1)と(2)とするとということと、あと、苦情相談の申出をする先を、議長、副議長、議会運営委員長、委員会委員長、議会基本条例推進委員長または議会事務局長と、そういうふうに定義をしている。もう1点であるが、この申出の要件についてハラスメントを受けたというふうにしていただけども、これについてはもともとと思われるときという、そういう表現をしていたので、その辺については、これ思料をするときという表現をしている。これは意味としては、思われる、思われるとき、考えられるときという、どうもこういう言葉を使うということである。条例等の部分についてはこれを使うということである。それからあと、同様に、ハラスメントと思料されるということになる。2番の方、申出受付者については、第4条の1項で規定をされている。ただし、2項の方にあるけども、次条、第6条第1項及び6項、第7条並びに第8条、これは次のページからになるが、もともとこの当事者については、外れてもらうということであるけども、議長しかできない。それは調査委員会の調査委員会の諮問、違う諮問じゃないな、委嘱。委員の委嘱、調査委員会の委員の委嘱は、議長しかできないので、形式的に議長をもって、これに当たるということになる。その他については、当事者となった方から順番に外れていただくと、そういうふうな形をとっている。それを文章にしたということである。それから、報酬条例についてである。3ページに行っていたかと思う。3ページの調査委員会委員報酬条例化に伴い、調査委員会の組織について規程から条例に移行する。委員は、議長が委嘱、調査結果は議長に報告という形になる。以前、規程の方に定めていた調査委員会の報告を、条例の方に持ってきた。それが第6条の2項と3項である。これは変わらないところであるが、規程から、条例案に持ってきている。それからあと、3ページの下半分の方である。議長が調査委員会を設置することになるため、

調査委員会の報告を受けるのも代表者会議ではなくて、議長とする、議長は代表者会議と協議して認定の適否の決定をすることになる。議会全員協議会への報告、これは8条にあるが、以前はこの点を公表等に入れていたけども、7条の方が適しているということで、これを7条に移した。それからあと、4ページの方に移る。それで、調査委員会の決定を、結論を重視するというので、議長は、やはりハラスメント認定時に、これを公表しなければならないとしてるけども、いろいろな事情で公表することが難しいという場合については、これは議長権限で、この限りではないという例外規定を設けている。それからあと、4ページの下部分である。附則による改正で、特別職員報酬費用弁償の額、支給方法条例に議会ハラスメント調査委員会委員の報酬を位置づける。これは附則として、このことをうたうことによって、弁護士10,000円、弁護士以外の専門的な知識を有する者8,600円、人権についての見識を有する者6,200円。これを、附則でうたうことによって、この報酬の額及び支給方法を定める条例にこれが反映されるということである。それと施行期日について、これちょっと入ってないんであるけども、これについては、令和7年4月1日から施行するというのを、改めて提案を差し上げたいと思う。この点についてであるけども、執行側とも協議をしてるんであるが、その中で執行側の方は、今回の条例がカバーするのが、議員だけでなく、職員もカバーしているという中で、職員の方の理解と周知を進めて欲しいということがある。それから議員についてもやはり、理解を進めるという必要があるということがある。そういうことで、4月1日と提案すると。4月1日、すぐにでも、これやっぱり効力を持たせるというそういうふうな考えで、論議していた。そこについてはもし事案が発生した場合どうするかであるが、結局、自主的な運営についてはもうこれをやっていくと。であるから、施行はしていないんであるけども、事案が発生したら、この代表者会議も実際に開催して、それから、調査委員会についても検討する。ちょっと予算措置が伴わない部分があるので、そっから先は、4月1日以降、施行日以降になるという想定をしている。以上が、ハラスメント根絶条例についての前回からの変わった点というか、前回の話し合いを反映させた点である。次を見ていただくと、ハラスメント事案発生時の流れというのをつけている。前回、その組織については右に外して、それで何をするかというのを枠内に残す、そういうふうなご提案があったので、それについて、反映をさせて、変更をしている。1点ちょっと、わかりにくくなる。なったのかなというところがあるけども、調査委員会については、これはまだこの段階では非公開となる。それで、必要な調査、それから、調査委員会の方でハラスメントの有無について判断をする。これを報告をする。それで報告を受けるのは、議長が受けるという形になって、最終的には代表者会議と協議の上、取扱い、是正

措置の内容、それから名前の公表について決定していくと、それを全協への報告をするということになる。であるから、調査委員会の決定について、尊重をしていくという、そういう考えを反映をしているわけである。次の方に移ってほしい。右上に、令和6年11月15日と書いてある2枚、4ページになるが、これが先ほどの修正を反映した案になる。説明とか抜いたやつね。抜いたやつである。それからあと、施行規程になる。施行規程で大きく変わったのは、前回調査委員会のメンバーについて、ここに入っていたが、その部分を根絶条例の方に移したと、そういうことになる。以上が報告である。事務局から補足あるか。

副委員長

4ページ目の附則の、金額の設定っていうのが、何であったか、その空家、空家条例なんか正式名称わかんないんであるけど、そっちと準じてるっていう話はしなくてよかったのか。

委員長

この金額の設定についてである。金額については、今、空家特定、空家審査委員会であったっけ、の方が、同じような構成になっている。それで弁護士と、それから専門的な知識を有する者で、人権について、人権ではないんであるが見識を有する者という構成になっていて、それとの比較が妥当であろうという、そういう判断をしている。補足あるか。他にあるか。

大沼

ざっと見直しをさせていただいたけど、まず前文のところちょっと引っかけたところがあるけど、社会全般には相反する動きがありっていうのが、何かちょっと、引っかけた。それと、あと2ページの、4条のところの、相談の申出をすることができるって相談っていうのが、この下に文書をもって行うっていうのになってくると、何か相談で、何か、どうなのかなっていう申告じゃないのかなっていうのはちょっと思ったところである。あと、4ページの上の議長がハラスメント認定したとき、認定をしたのにもかかわらず調査委員会で認定をしたのにもかかわらず、ただし、議長がその必要がないと認めるときは、っていうのがちょっと引かかる。あとこのハラスメント事案発生時の流れっていうところの、真ん中の辺りで不必要だった場合っていうところの矢印であるけど。議長のところで調査委員会を省いてこの下のところに矢印が来るけど、この議会全員協議会を含めてその調査委員会の設置が不必要だということになったときに、ここにまた合流するのが適切なのかなという。そのあたりのところにちょっと、扱いの程度っていうのか、その辺りのところちょっともう1回ちょっと確認したいなと思った。

委員長

それでは順番に行く。それで、1点目の社会全般に相反する動きがあるということであるが、この点は最初に随分論議したんじゃないかなと思う。それで、これについては、ハラスメン

トそのものがその相反する動きという、そういうこともあったと思うし、それから、まず、そういう意味合いの論議だったかなと思う。ちょっと昔の論議。

一石

そのときの議論では、世界規模で人権と個人を尊重する社会の動きがある一方で、社会の中には、人権を尊重しない動きがあるということであった。

委員長

それからあと、次は、苦情または相談の申出をするというのと、実際に申出という内容と、苦情または相談ってというのがちょっとそぐわないんじゃないかなっていう、そういうことであるけど。その点については、2ページ。事務局あるか。

事務局長

申出をしていただくときに、どういう表現にしようかということで、それで思ったときに申請していただくという形を表現する場合、苦情または相談という表現が一番そぐうのではないかと。いろいろ考えたのであるけど。そういった表現が一番適しているという結論で、このような表現にさせていただいたと、いう形で。なかなかちょっと言われるように表現難しかったのであるけど。こういう形の表現が一番適してるという形で最終的に、決定させていただいた。

大沼

苦情、相談ってというのは、ほぼ同じ種類のものになってくるのかなと思う。思うのであるけど、例えば、苦情、相談または申出をすることができるだったら何か繋がる気がする。苦情または相談の申出をすることができるっていう何か、で最後は文書をもって行うってというのは、何かちょっと何か、理解しづらい。

副委員長

違う日本語で説明しないと、同じこと繰り返してるだけ。

事務局長

基本的に申出を文書でしていただくのが基本になってるので、そういうふうな形になると、こういう苦情または相談っていうふうな表現で申出をしていただく。ようは文書で、それを表現して出していただくと、いう意味合いなんであるけど。

委員長

それでは、暫時休憩する。

暫時休憩 13:52

再開 14:05

委員長

引き続き、委員会、会議を再開する。先ほどの苦情または相談という表現についてであるが、法制執務上は、苦情または相談という表現よく使っているということである。それともう一つは、様式の方も運用上は検討していくということ。それから、

これをもって、間口は広くする、間口は広くするんだけども、きちんと緩めるということではない、ということで確認はしておきたいと思うが、他にご意見ないか、この点について。

一石

今の委員長のお話聞いて、当事者の行動のプロセスに寄り添った書き方かなと思った。

委員長

それでは次4ページの方で、ハラスメント認定時は、というところで、議長がその必要がないと認めるときは、この限りではない。そこがちょっとハラスメント認定されてるのに、氏名を公表しないのはおかしいんじゃないかという、そういうふうなご意見だと思う。これは、どういうケースを想定してるかというと、ハラスメントをしたという人を公表したときに、受けていた人が、わかってしまう、特定されてしまう。そういうケースを想定していると私は理解しているんであるけども。そこは、事務局の方、特にあるか。

事務局長

今おっしゃられたようなケース、確かにあると思うんであるけど、他にも、これだっていうふうなことはないんであるけど、何でもかんでも公表しちゃったら、まずいというケースがやっぱり出てくる。それを何でもかんでも公表するって形にすると、もうそれもできなくなってしまうので、そういうこともちゃんと考えた上で、本当に公表していいのかっていう、考慮して、公表してもらおう。公表すべきでないってものがあつた場合はちゃんと公表しないって項目を設けておかないと、そういうケースが対応できなくなってしまうと。いうことなので、この部分は、基本は公表なんでしょうけど、そういうのを考慮した上でやっぱり公表まずいよねっていうこともできるようにしている、保険をかけている、というようなことで理解いただければと思う。

委員長

それでは、暫時休憩する。

暫時休憩 14:08

再開 14:17

委員長

それでは休憩を解いて会議に戻る。先ほど指摘で、議長がその必要がないと認めるときはこの限りではないということであるが、それによって、議長が恣意的に、認めないと公表しないと、そういう心配も確かにあるけども、一つは、ここで定める議長っていうのは、代表者会議の構成員としての議長であり、それからもう一つは、全協にも、この決定はすべて報告するわけなので、そこで不当な理由、理由にならない理由で、公表しないとか、そういうことになる場合は、今度は議長自身の資質が問われるという仕組みはあると思う。他にご意見あるか。こ

の件については。この矢印である。調査委員会の委嘱および調査の依頼。それで、不必要な場合は、ここはいらぬ。全協で、調査委員会設置不必要となったら。暫時休憩する。

暫時休憩 14:23

再開 14:25

委員長

休憩を解いて会議を再開する。先ほどの大沼委員の指摘は、全員協議会を開いて、調査委員会設置が不必要だと判断された場合、このハラスメント発生時、次の流れとして、調査委員会に委嘱するということに矢印が来てるけども、これはおかしいのではないかという指摘であった。これについて、事務局の方は、どういうふう直されるか。

事務局長

一番左側に矢印が2つ出ているが、こちらの方の1つ目の上側の矢印は、調査委員会委嘱および調査というふうに議長のところに入って来るようになってるが、この不必要な場合は、これが、ここに通るのではなくて直接、2つ下の議長のところ報告をして、議長はこれを判断して、決定した上でもう一度全協の方に正式に報告するという流れであるので、この図は誤っているので、訂正をさせていただきたい。

大沼

今の不必要っていうのが議長に報告をされることになるので、そうすると不必要だということの報告は、議会全員協議会でいいと思うのである、議長から議長に、また矢印が行くっていうことはちょっとないと思うので。そのあたりちょっともう1回見直して見てほしい。図のちょっと見方を間違っていたので今の説明で、いいと思う。

委員長

それではこの部分について事務局の方で修正よろしくお願ひする。他、ご意見、ご質問あるか。ない。それでは、他になければ、一応今度の全協で、この案について説明をするということで、それで12月定例会の議事に上程するように提案をしたいと思う。それでよろしいか。

(異議なしの声有り)

委員長

それでは、本日は、それでは政治倫理推進特別委員会について本日の議題を終了したので、終わったので、終了する。労をねぎらう。

暫時休憩 14:27

再開 14:28

委員長

私の方から一つ、議事が残っていたということで、政治倫理

推進特別委員会について再開させていただく。1点だけ確認をするということで、今回の場合は、議員提出議案になるので、議員提出議案の提出者でいいか。

事務局長

賛同者

委員長

賛同者。で賛同者として名前を連ねていただくということを、確認をしたいと思うのであるが、賛同者として名前を連ねていただくことに、合意される方は挙手をお願いします。

(挙手5名)

委員長

合意していただいたのは、一石、岡田、羽根、小笠原、古谷の各委員、そして、私渡辺。

委員長

委員については今、賛同者となる旨を確認した。それで、政治倫理推進特別委員会について、閉会する。

閉会 14時29分